

塩尻市農業用生産資材価格高騰対策補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格高騰等に伴う農業用生産資材の価格高騰の影響を受けている市内の農業経営体に対し、経営負担を軽減し営農の継続を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年2月25日規則第4号。以下「規則」という。）及び長野県農業用生産資材価格高騰対策補助金交付要綱（令和8年9月1日付け8園畜第660号農政部長通知。以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所（法人にあっては主たる事業所）を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第4条の規定による補助金の交付の申請の時点において、市内で営農し、今後も引き続き営農する意思を有する者
- (2) 県要綱第6の規定による交付決定を受けている者
- (3) 市税等の滞納のない者

(補助金の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び限度額は、次のとおりとする。

対象経費	補助率	限度額
県要綱第4に規定する対象経費	県要綱第6に規定する補助金交付決定額の1／2以内	5万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市農業用生産資材価格高騰対策補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）
- (2) 県要綱第6の補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、塩尻市農業用生産資材価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(検査及び報告等)

第6条 市長は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類の保管)

第7条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月10日から施行する。